

書評

松田純著

『遺伝子技術の進展と人間の未来』

(二〇〇五年)

山田 秀

一 はじめに

知泉書館から最近ユニークな書物が陸続と出版されている。その中でも特に私の目を釘付けにしたのが本書である。書名からして魅力的である。何故か？ 喫緊の主題を扱っており、しかも紛れもなく、この問題は二十一世紀の人類の大問題であり難題であると思われるからである。その意味では、私に限らず、一般公衆の関心を呼ぶ資格のある書物である。

副題に目を向けよう。「ドイツ生命環境倫理学に学ぶ」とある。これも、私の目を釘付けにした理由の一つである。否、寧ろ、私は主題以上にこの副題の方に目が向いた。どういうことか？ それは、我が国の学者研究者諸氏は、一般的に右に倣え式の集団主義的学術研究圧力にこれまで屈してきたかのように、私の目には映っており、生命倫理学領域でも事態はそれほど変わらず、その偏向性にかねてから物足りなさを覚えていたからである。

そこで、「まえがき」を通読してみて、果たして我が意を得たり、と感じた。同意できる内容が数点あるが、そのうちの二箇所を先ず次に引用しておきたい。

……その前に、日本の生命倫理学における情報の偏りを是正する必要を感じた。日本は、自己決定権を重視するアメリカ流のバイオエシックスばかり追いかけていて、大陸ヨーロッパの生命倫理学については、情報面でも欠けている。そこで本書では遺伝子技術をめぐる生命倫理問題に焦点を絞るが、それをめぐるドイツの議論のなから、アメリカ流のバイオエシックスとは一味違う特徴を描いてみたい。

同感することしきりである（これにつき、例えば、社会倫理研究所ホームページで公開されているニューズレター十号、二〇〇五年一・二月の「こんな本・あんな本」コーナーに寄せた拙文を参照）。こうした著者松田教授の基本姿勢は、本文中において堅実に展開されている。

二 ドイツにおける国家レベルの二つの生命倫理委員会をめぐる相克

第一章は、著者が二〇〇一年二月から十一月までドイツはボンに研修のために客員教授として招聘されたときに、リアルタイムで日本へ発信し続けたメールを元に本書のためにまとめら

れた由で、そのために「現在進行形」で記述がなされている。もちろん、このたびの出版に当たってその後のドイツを舞台にした激論が補充されている。国民を広く巻き込んだの白熱した遣り取りが、丁寧に紹介され、同じ政党内部でも議論がわれていることとか、議会内に設置された「連邦議会審議会」と「国家倫理評議会」との成立背景の違いとか答申内容の相違とか、様々な事情がバランスよく紹介されている。本章の記述は、じつは後出第六章で活かされることになる。そこで、本書評では、順番を変えて第六章「生命政策の合意にむけて」を次に少し紹介しておきたい。

ドイツでは変則的に二つの委員会が立法院と行政府に設立された。その設立事情は第一章に詳しいが、第六章では、相互の存在理由についての主張が紹介され、機構の構成とか活動状況とかあるいはそれを支える財政基盤等にも目配りがなされて、得失点についての著者の評価も控えめに語られている。我が国では、国家規模の生命倫理学関連委員会というと直ちに米国のそれを連想してしまうが、著者が紹介するところによれば、欧州での取り組みは、それに遙かに先行し、しかも様々な取り組みが試みられてきているという「各国における類似の委員会の名称、設置年について、一覧表が一七六一―一七七頁に掲載されている」。以上の論述は、それは

そのまま、我が国における類似の政策提言に結びつくような、恒常的で政治的圧力から自由な研究機関の設置の提言に結びついていく。その意味で、この第六章は見逃してはならない論述を含むものと思われる。

三 人権の根底にある「調律用音叉」たる「人間の尊厳」

第二章は、「人間の尊厳」Menschenwürde, die Würde des Menschen の意味内容を検討している。「人間の尊厳」という用語が登場していることは周知のことであるが、わが国では、精神的な土壌が異なることもあり、「人間の尊厳」といっても、何か抽象的な観念としてしか響いてこない憾みがあり、つまり自己のものとしての実感が伴わず、また、仮にこの用語を使ったとしても、個人の主観的な「自己決定権」へと矮小化ないし傾斜してしか使わないといった傾向が見られがちである（これに関しては、例えば、エーベルハルト・ショッケンホフ「良心」『社会と倫理』第十七号所収を参照されたい）。例えば日本人憲法学者がドイツ憲法を論じる場合でも、肝腎の条文を殆ど無視するかのようには振舞う。これは我が師でトミストの水波朗博士がつとに指摘している（『自然法と洞見知』、創文社二〇〇五年六月刊行予定、第九章参照）。著者松

田教授もまた、この点を、即ち、「ドイツ人の基礎的教養」としての人間の尊厳についての理解を明確に指摘している（五四頁）。そうは言いながらも、「人間の尊厳」概念がヘレニズム及びヘブライズムの二つの源流を有することから、即ち、「理性の働きとそれにもとづく道徳的な気高さ」を尊厳の根柢と見る知性的伝統と「神の似像」故に尊厳を納得する宗教的伝統という、その本来異質である両概念の緊張関係のなかで発展してきたこと、更に、いま改めて、その意味内容が問い直されている、と論を進める。

では、問い直される「人間の尊厳」概念の内容は何であるのか？ これを先ず確認しておく。例えば、「人間の尊厳」は内容空虚か？インフレ的濫用に晒されているか？宗教的な起源の「人間の尊厳」を根柢とする議論は「世俗化社会」では不適切か？文化圏の異なる社会にそれは通用力を有し得るのか？「人間の尊厳」は個人に関わるのか、それとも人類に関わるのか？その担い手は誰か？

こうした問い掛けに対して、著者は、ドイツ連邦議会「現代医療の法と倫理」審議会の答申を参照しつつ説明していく。ここではそれらを詳細に再現することはすまい。三点ほど紹介しておきたい。

先ず、大枠として、インフレ的使用を避けつつ、人間の尊厳を活かすべく、審議会答申は、

「人間の尊厳」という要から基本的な諸権利が「扇状に導出展開」されると論ずる（五八頁）。フランスのトミストであるジャック・マリタンの論旨と符合する。この扇は、「個人に関して」は、医療（職業）・研究倫理学の基礎に据えられるときに「個人の自由・自立と主体性の尊重」という原則として発現する（五九―六〇頁）。「人間の尊厳」という扇の要から「社会的相互性」に向けて広がっていくと、そこでは三形態として、即ち、①「個人の自由権」、②「社会保障請求権」、③「政治的参画権」として発現する（六〇―六一頁）。これは実は、水波朗博士が「日本国憲法と20世紀の哲学」（『自然法と洞見知』第十章）で独自にトマス主義的存在論的な観点から基本的人権論を論じているその基本線と非常によく呼応している（勿論完全一致ではあり得ないが）興味深いことである。

次に、「生物と無生物を含む全自然における人間の無条件で変更不可能な特別の地位」という表現に接した場合の日本人の大方が抱くであろうある種の違和感が言及されているが、これについても、著者は、だからと言って、人間中心主義の克服、即ち、「全生命尊重主義」は実践不可能である、と認める。日本でも実は事情はさほど変わらない。問題は、「人間の特別な地位」を承認したとして、そこから直ちに「人間以外の自然を人間の思いのままに扱っていい」など

とは導出されない。「人間の知性と道徳性に由来する責任において、動物、植物、自然に対する最大限の配慮をしなければならない」（六六頁）と著者は言う。全く同感である。そしてこの見解は、私が馴染んで来ている伝統的自然法論では極く当然で自然な考えでもある。この方向線上に、著者が支持する「生命環境倫理学」（第七章で詳述されている）ないし「穏健な生命中心主義」（付論で詳述されている）があることが示唆される。（尚、これに関しては、「結びに代えて」を参照。）

「人間の尊厳」に関連して、「個人の尊厳か、それとも類の尊厳か」（六七頁以下）で同概念が包蔵する緊張関係を論述されている。クルト・バイエルツの論点整理を下敷きに、著者は、同概念の内容を類型列挙して、①知性ないし理性、②自己完成能力、③自由意志の故に人間は尊厳である、と言う。現代では、①は科学技術にそれが現われ、②はドーピングや人間改造（第五章）に邁進しつつある。③は「自信過剰な自己決定権」として現われてきている。岐路に我々は立っている。個の尊厳（自己決定権）を擁護して、人間性（類としての同一性）を犠牲にするのか、それとも「人間の本質」（人間性）を維持するために、個の尊厳に制限を加えるのか？この問題提起を承けて、著者はカントの「人間性」die Menschheitを、ブラウンの解釈を媒介

にして肯定的に援用している（六八―七〇頁）。我が国で「人間の尊厳」が語られる場合、腹でその重みを受け止めて語られることがどれほどあるだろうか？しかし、そもそも言っておれない時代が到来した。著者が言うとおりである（七〇―七二頁）。

しかし日本はすでに「人間の尊厳」を謳った世界人権宣言や国際人権規約などを承認している。後戻りは不可能である。人間の尊厳の概念史の深みをおさえながら、いま直面している論点を理解し、いかなる意味で受容するのかを明確にしなければならぬであろう。

四 具体的問題についての論述、特に人体改造

第三章は「ヒト胚の地位をめぐって」と題された約一〇頁の章で本書では最も短い章となっている。第四章は「遺伝子情報の取り扱いについて」と題されている。興味尽きないこれらの紹介は今が割愛して、本書各論のなかでも示唆的な第三主題に話題を進めよう。

では第五章を紹介しよう。健康の回復と維持という、誰もが同意するであろう通常医療の目的を超えて、能力や性質の「改善」をめざして人間の心身に医学的に介入すること、これをエンハンズメント（増進的介入、一一二頁）という。増進的介入は、その目的（①肉体的能力の増進、②知的能力の増進、③性質の「矯正」）に

よって、三種に区別される。但し、著者は、増進的介入をめぐる諸問題を三主題に分ち、それを逐次論じている。三主題とは、①増進的介入についての医療経済学、②増進的介入と医の使命、③増進的介入と人間の条件、である。①に關しては、低身長に悩む青年の訴訟を素材に、増進的介入への公的医療保険適用の可能性・妥当性の問題を検討している。著者は次に、「医療化」の問題と簡便な増進的介入の事例としての「生活改善薬」の投与の問題を取り上げる。「本来の社会的な問題の解決をなおざりにして、人間の脳と精神の方を薬理的に操作する対象とするのは、本質的問題から眼をそらせることになる」（二一九頁）と。その行き着く先は何だろうか？「医療の「サービス業」への変質。患者は「病める人」から「顧客」へ、そして、医師は人体改造の「請負人」へと変貌するであろう。そこで著者は投げかける、医療の本来の使命や目的は何かという、医の自己了解が問われている、と（二一三頁）。

第五章の中心課題は、もちろん③の問題、即ち、「人間論的・文明論的テーマ」である。著者の問題関心は、人間改造技術の発展ないし成功の如何にではなく、「この種の試みが人間のあり方、生き方をどう変えるか？」そして、「人間社会とその基盤にある倫理的規範にどのような影響を与えるか？」に向けられている。この問い

に関して、著者は現代ドイツの二人の哲学者を対照的な見解の代表者として登場させている。スローターダイクは、彼の造語になる「逆症技術」と「同種療法的技術」を手掛かりに、後者は暴力的でないスマートな技術であるといい、その技術思考は「敵対者のいない、支配から自由な関係についての倫理を解き放つ潜勢力をそなえている」との由である。これについて、松田教授は、従来の「素朴な」技術以上に「暴力的」な技術についてあまりにも楽観的な態度である、と断ずる。生命進化の気の遠くなるような緩慢な動きと長い歴史に思いを致すとき、先端技術を駆使して邁進するのは、あたかも「無視界飛行」を行うような冒険に譬えられる（一三七頁）。こうして、著者は、巧妙な技術礼賛になつているスローターダイクの立論を退ける。

対極のハーバマスはどうであろうか？彼の議論は、著者によれば、「人体改造の試みが人間社会の倫理的基盤に及ぼす影響に焦点を当てているところに特徴がある」。言い換えると、増進的介入が普及することによって我々の生存の基盤（倫理的・社会的基盤）が変容を余儀なくされるであろうが、それは畢竟、我々人間の自己認識にかかわる根源的な問いを突きつけている、というのである。生殖には「自然の偶然」が伴う。これこそが、ハーバマスに言わせれば、「人類社会の基本的枠組みの前提」をなしてい

る。出生前診断、優生学的選別、デザイナー・ベビーという企ては、この前提を崩壊させかねない。ハーバマスはアレントの「出生」（生まれ出ること）という概念に注目する。

人間の自由と人間社会の新しい可能性は、じつは思い通りにならない出生の自然性によって支えられている。もしこれが両親の思い通りになったら、どうであろうか？……これは、教育・訓練や食生活による人間の改良という昔からの方法とは根本的に違う。生殖細胞への遺伝子的介入は一方的であり、不可逆で修正不可能である。……これはプログラムとプログラミングとの関係であり、コミュニケーション行為の相互性という条件を外れている。

上引箇所（二四〇―一四一頁）は極めて重要な指摘であると思う。著者によれば、ハーバマスの問題提起は、要するに、「遺伝子技術の進展、とりわけレベルな優生学の普及によって、人生ゲームの基本ルールが変容しないか」ということである。ここでより重大な問題提起がなされる。次にそれを一四三頁から引用したい。

出生、それは両親の選択からも独立した「偶然」による「大いなる贈り物」である。出生後にわかる病気や障害、それへの体質は、これまでは多かれ少なかれ人間には責任のない運命」と見なされた。その運命は他者の援助と連帯を頼りにす

ることができた。もしも遺伝子的素質が出生前診断などで選択の対象となり、遺伝子操作による介入の対象となるならば、人間は平等だという原則、お互いに人格を認め合う（相互承認）という要求、社会的連帯といった倫理的な構想はどう変化するのだろうか？

いよいよ、第五章の頂点、そして私の関心がもっとも集中した箇所に辿り着いた。節を改めて、紹介したい。

五 人間の条件としての「人間の〈弱さ〉の価値」

著者松田教授によれば、人間を増進的介入へ駆り立てるのは、「自己完成」をめざす人間的努力の本質的な欲望である。これ自体は肯定できよう。しかし、それを踏み越えて、人間は「自己完全化」までも志向してしまうのではないか。ここに増進的介入という技術が有する社会倫理的病根がありはしないか。それは人間の弱さを拒否し、それを乗り越えようとする活動に他ならない。しかし、「か弱き存在」、これが人間の実相ではないのか、と著者は問い掛ける。

「弱さ」こそがじつは「助け合い支えあう」という人間文化の本質的条件を育んだものなのだ。……誰もがいつ「弱者」になってもおかしくないという状況は人生の至るところにある。むしろ人

間が「強くあること」自体ひとつの僥倖と言える。「自立した主体的な人間」という啓蒙主義的人間像は、健康な成人をモデルにしている。人生全体を眺めて見れば、これは生の一局面でしかない。

この通りではなからうか。赤ん坊は親や養育者の世話無くしてはやがて確実に死亡する。それが人間の出発点である。人生の最期を迎えるときも同様であろう。「弱さを根本的に克復しようとするエンハンスメントの志向には、かえって危ういものがある」と著者は言う。ヨナスやヴェーユに依拠して、次のように問い掛けられる(一四六頁)。

ヨナスは「責任」の原型を、ほって置かれたら生き延びていけない乳飲み子の全身による呼びかけ、それに応える親の世話のなかに見た。……シモンヌ・ヴェーユの言う「権利に先立つ無条件の義務」である。このような意味での無条件の義務と責任が人間社会を支えてきた。増進的介入によって「身体の傷つきやすさ、壊れやすさ」を乗り越えようとする試みは、このかけがえのない価値を失うことになりはしないか? 増進的操作への熱中は生(Life)を貧弱なものにし、連帯社会を危うくするリスクを孕んでいる。

例えば、法学の世界でも、成人の意思能力、責任能力、行為能力を完全に備えた人工的に構想され得る「理性人」、*homo oeconomicus*、こ

うしたモデルを前提に事柄が考えられ処理されてきた。しかし、民法学者星野英一教授による反省と問題提起がみられる(『民法のすすめ』岩波新書)。或いは、旧来の市民社会とは異なる「市民社会」の再評価の動きも見られる。法における人間像の反省であり、いわばパラダイム転換と言えるかもしれない。引用文中にある「社会連帯」ということにかんしても、刑法学者で法哲学者でもある宗岡嗣郎教授による「共生の社会規範」と法を見る視座の根底に、伝統的自然法論が説き続けた「個人的にして社会的存在」としての人間存在観(例えば、ヨハネス・メ

スナー『自然法』第一巻第二部、宗岡嗣郎『リールガルのマインドの本質と機能』特に五章、同『刑事責任の本質(一)』、『久留米大学法学』第四十九号、第五十号参照)が据えられている。なお、第六章については既に言及しておいた。第七章及び付論の内容についても、同意できる。むしろ、伝統的自然法論に立つ者の目には、著者が本章で提言される内容は、不断に自然法論によって主張されてきたことである。もちろん、それは、松田教授が正当にも注意を促しておられるように(一九五頁)、「近代自然法思想」とは明確に区別されるべき思想の系譜であって、我が国では、法学の世界では水波朗、三島淑臣

(『新版 法思想史』青林書院、宗岡嗣郎といった学者が数えられる。又、環境倫理学と生命倫

理学(狭義)を包括する「環境生命倫理学」という趣旨での Bioethik (バイオエティク) については、後述するところを参照されたい。

結びに代えて

本書によって、ドイツにおける議論状況の展開が紹介されたことは、それだけでも既に価値が十分あるであろう。私自身も多くの論題で啓発される場所があった。取り立てて批判すべき点も見当たらない。私自身密かに感じ続けてきたことも、松田教授が全く何の繋がりもないところで、いわば「代弁」して下さっている。

その意味でも、私は本書の出版を慶賀している。その上で多少の感覚的なズレを敢えて表明するならば、カトリック的な思想的な重層性を背景にした議論状況をもう少し取り入れていただければ更に充実して、本書を益々魅力あらしめたであろうということである。もう一点は、今道友信博士が、もう随分以前から(遅くとも一九七八年には既に、そして『エコエティカー 生命倫理学入門』)の前書きのよれば、一九六〇年代なかばに、人間の新しい生活圏における新しい倫理学としての「生圏倫理学」Eco-ethica を提唱していることへの言及が一切見当たらないことである。エコエティカの構想は、松田教授の生命環境倫理学を内部に含んだ構想であるから尚更そのように私は感じた。

尚、第一点について読者のためにより明瞭に書こう。註釈に引用してある重要文献の適切なスタントの文献である。著者がその学問の出発点において取り組まれたヘーゲルにせよカントにせよ、プロテスタントであるし、金子晴勇氏も現代日本を代表する重要なプロテスタントの倫理学者であると思う。カトリック文献を同様に重視して論旨の展開に反映させておられたならば、もちろん大筋では変わらないとしても、多少の叙述上の変更が見られたであろう、と予想されるのである。例えば、第七章（一八六頁）で著者は、『ジオエーティク事典』に寄せたカトリック学者ヴィルヘルム・コルフの記事を紹介している。この頁の記述に接した場合、カトリック社会倫理学に日頃多少とも馴染んでいる者には、ある文書のある一節が間違いなく浮んでくるに違いあるまい。尤も、コルフの記事にその重要文献が載っているかどうか私は知らないが。

しかし、繰り返して言わねばならないが、本書によって、我が国における、英米とりわけアメリカ型の自己決定権に定位した生命倫理学とかバイオエシックスとかに流れすぎている学問的風潮の中で、大陸ヨーロッパの伝統を踏まえた「生命環境倫理学」の展開と実像を、時宜を得て、一冊の書物として公刊された松田教

授の学問的な業績に再度敬意を表し、なおかつ拍手を送りたい。

附記 原語の音写であるカタカナ語、エンハンスメントを著者は常用しておられるが、「増進的介入」という日本語の方がはるかに意味を伝達する力があるので、本書評において私は意識的に漢語を用いた。（二〇〇五年三月十五日）